

(証券コード：3059)
2025年6月5日

株 主 各 位

神戸市須磨区中島町三丁目2番6号
(本社 神戸市西区岩岡町野中宇福吉556)

ヒラキ株式会社

代表取締役 伊 原 英 二

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト（株主総会情報）】

<https://company.hiraki.co.jp/ir/soukai/soukai.php>



上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または当社証券コード「3059」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2025年6月26日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後5時40分）までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 神戸市西区岩岡町野中字福吉556
当社 本社5階多目的ホール

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第48期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 議 案 剰余金の処分の件

以 上

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記4頁をご覧ください。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限	2025年6月26日（木曜日）午後5時40分まで
------	---------------------------------

※インターネットおよび書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、お土産はお配りいたしていません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
2. 会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
3. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先の状況」「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
5. 【株主優待特典の贈呈時期変更のお知らせ】

2025年3月末日を基準日とする株主優待制度の贈呈時期を従来の8月中旬よりも早め、定時株主総会終了後に発送する「定時株主総会決議ご通知」に同封してお送りいたします。なお、特典の内容に変更はございません。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時40分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットにより議決権行使される場合のウェブサイトアドレスは以下のとおりです。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトからも議決権を行使できます。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
- (3) 議決権の行使期限は、上記となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (4) インターネットによって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調となりました。一方で、生活必需品やエネルギー価格の高騰、長引く円安により物価は上昇しており、消費者の生活防衛意識は一層高まっています。また、関税を巡る保護主義的な動きなど世界経済は不確実性が高まり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは当期の基本戦略を「オリジナル商品の価値向上」とし、開発体制を強化するとともに商品力の強化を通して価格以上の価値をお客様にお届けすべく、顧客満足度の高い商品提供を目指してまいりました。しかしながら、店舗販売事業の売上は堅調な一方で、通信販売事業の売上が計画を下回った結果、当連結会計年度における連結売上高は、129億60百万円（前期比2.7%減）となりました。利益面は、通信販売事業の利益が売上減少に伴い計画を下回った結果、営業損失は3百万円（前期は営業損失46百万円）、経常損失は0百万円（前期は経常利益0百万円）となりました。なお、保有する固定資産のうち、収益性の低下が見込まれる一部固定資産について、6億7百万円の特別損失（減損損失）を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は7億71百万円（前期は当期純損失15百万円）となりました。

② 事業別概況

事業の種類別セグメントの売上高は、次のとおりであります。

区 分	金 額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
通 信 販 売 事 業	6,138	47.4	91.8
店 舗 販 売 事 業	6,630	51.1	103.3
卸 販 売 事 業	190	1.5	90.5
合 計	12,960	100.0	97.3

（注）上記金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(通信販売事業)

通信販売事業におきましては、商品面では新規受注を喚起するため、靴・衣料・雑貨の各カテゴリーにおいて低価格帯の販売促進商品のほか、春夏・秋冬新商品を約1,000点投入いたしました。また、8月より付加価値を付けた当社オリジナル商品としては高価格帯となる『手を使わずに履ける靴「SP-ON（税込3,190円～）」』を逐次20デザイン投入し、幅広い顧客層の受注喚起に努めました。販売促進面では、インスタグラム、Xを活用したインフルエンサーによる商品PR、アプリを使用した参加型の靴祭り・スクール応援キャンペーン等を実施し、新規顧客の獲得・既存顧客の受注促進に努めました。その結果、「SP-ON」の受注累計は6万5千足に達し、新規顧客の獲得に相応の成果を得ることができました。しかしながら、仕入価格の上昇等による価格改定に見合った価値ある商品を十分に提供するに至らず、総受注件数は前期を下回りました。この結果、売上高は61億38百万円（前期比8.2%減）となりました。利益面は経費の削減に努めましたが、減収の影響によりセグメント利益は2億3百万円（前期比29.4%減）となりました。

(店舗販売事業)

店舗販売事業におきましては、岩岡本店食品館リニューアルを機に来店客数は増加基調で推移し、食品部門のみならず他の部門にも好影響をもたらしました。また、靴部門の売上高は、「SP-ON」の販売が3万5千足を超えるなど、総合店・靴専門店ともに堅調な伸びを示し、前期を大きく上回りました。加えて、専門店を主にオリジナル商品の売上増加が売上総利益率のアップに寄与しました。この結果、売上高は66億30百万円（前期比3.3%増）となりました。利益面は、増収、売上総利益率のアップおよびチラシの効率配布等経費を削減した結果、セグメント利益は1億76百万円（前期比204.7%増）となりました。

(卸販売事業)

卸販売事業におきましては、主力取引先に対してレインシューズ・カジュアルスニーカーを主に販売を伸ばしたほか、ホームセンター向け販売において取扱店舗数が増加する一方、靴販売店向け「大卸し」およびその他取引先への販売が前期を下回った結果、売上高は1億90百万円（前期比9.5%減）となりました。利益面は、拠点の集約等により経費を削減した結果、セグメント利益は6百万円（前期はセグメント損失10百万円）となりました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は157百万円であります。主な設備投資として、食品館リニューアルに係る費用として93百万円、靴専門店新規出店に係る諸設備費用として11百万円およびパソコン更新に係る費用として10百万円の設備投資を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、長期借入金による資金調達によって充当いたしました。

(2) 対処すべき課題

経営の基本方針

「人の生命は限りがある。会社の生命を永遠のものにして、次の時代のための礎となろう」が当社グループの社訓であり、長期安定的な企業価値の向上を目指しております。その実現のためには、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営の重大な課題と認識し、経営責任の明確化と迅速果断な経営判断を行うため、執行役員制度を導入し、取締役会は少人数の構成としております。

「会社は100%お客様のためにある」

「会社は100%社員のためにある」

「会社は100%世の中のためにある」

お客様に必要とされるということは、世の中に必要とされることであり、つまりは「会社は100%世の中のためにある」ということを真剣に考え、日々取り組んでおります。その精神を磨き、全てのステークホルダーから必要とされる「価値」を生み続けることが当社グループの使命であると考えております。

この考え方に基づき、当社グループの「経営理念」を定め、その実践を通じて、長期安定的な企業価値の向上を図ってまいります。

〔経営理念〕

一、私達は、常にお客様に満足をしていただくために、価値あるサービスを他に一步先んじて、提供し続けていきます。

一、私達は、常に仕事を通じて、自らの成長と豊かな生活を実現するために、創意と工夫をこらし、明るい職場をつくります。

一、私達は、常に進取気鋭の精神こそ、活力の源泉であることを確認し、新しいビジネスの創造に、積極果敢な挑戦をし続けていきます。

2025年度の見通し

今後の経済情勢は、米国新政権の政策について不確実性が高まるほか、原材料価格や人件費の高騰による物価上昇によって、消費者の節約志向が続く懸念があるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が予想されます。

このような状況の下、次期は「商品力の強化」を基本戦略としたうえで、売上の約60%を占めるオリジナル商品について「価格から価値へ」を年度方針に掲げ、従来の安さ一辺倒にとどまらず、価格以上の価値をお客様にお届けするため、中期経営計画に掲げる重点取組10テーマを推進し、売上高の増嵩と持続可能な利益の創出に取り組んでまいります。

通信販売事業におきましては、顧客数の拡大ならびに売上高増加に向けた定番商品の強化および「S P-ON」に続く機能訴求型商品の開発を進め、また、S E O対策強化によりWEBサイトへの集客増加を図り新規顧客の受注増加に取り組んでまいります。さらに、経費の効率的な運用を図るべくカタログ配布方法の見直しによる効率化を進めてまいります。

店舗販売事業におきましては、岩岡本店のおかし館・アーケード・アウトレット館の更なる活性化を図るとともに、靴専門店の出店加速と全店がオリジナル商品の販売拡大に努めることによって、売上高増加とともに売上総利益率の向上に取り組んでまいります。

卸販売事業におきましては、売上高増加を第一に、主要取引先との取引高安定化とこれに続く柱となる取引先へのODM営業の強化、売上総利益率の高い大卸しの新規取引先開拓を図ってまいります。

今後とも、当社グループ一丸となり、長期安定的な企業価値の向上に取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第45期 (2022年3月期)	第46期 (2023年3月期)	第47期 (2024年3月期)	第48期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	15,199	14,288	13,313	12,960
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	689	155	△46	△3
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	695	188	0	△0
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) (百万円)	466	111	△15	△771
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	95円78銭	22円94銭	△3円12銭	△158円59銭
総 資 産 (百万円)	16,735	16,438	16,263	14,988
純 資 産 (百万円)	7,419	7,452	7,355	6,482

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
上海平木福客商業有限公司 (中国 上海市)	1,050千円ドル	100%	靴・履物等の企画・ 発注および仕入

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

事 業 部 門	事 業 内 容
通信販売事業	自社オリジナル商品を中心とした、カタログ、インターネットによる靴・履物、衣料品、日用雑貨品等の販売
店舗販売事業	ディスカウント業態の店舗による靴・履物、食料品、衣料品、日用雑貨品等の販売および靴専門店による靴・履物等の販売
卸 販 売 事 業	ＯＥＭ開発商品を中心とした、大手小売店、量販店等への靴・履物等の販売

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長執行役員	伊 原 英 二	最高執行責任者
取 締 役 専務執行役員	梅 木 孝 雄	店舗販売事業部長兼店舗統括部長 上海平木福客商業有限公司 董事
取 締 役 常務執行役員	姫 尾 房 寿	現業支援本部長兼総務部長兼経営戦略室管掌 上海平木福客商業有限公司 監事
取 締 役 執行役員	堀 内 秀 樹	開発商品事業部長 上海平木福客商業有限公司 董事長
取 締 役	朝 家 修	公認会計士・税理士朝家事務所 代表
取 締 役	船 瀬 紗代子	学校法人西須磨幼稚園 副園長
常 勤 監 査 役	上平田 哲	
監 査 役	熊 尾 弘 樹	
監 査 役	山 田 良 種	神戸信用金庫非常勤監事

- (注) 1. 取締役のうち朝家 修氏および船瀬紗代子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち熊尾弘樹氏および山田良種氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所から確保を義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役 熊尾弘樹氏は、元病院事務局長として経理部門に長年勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 重要な兼職の異動の状況について
社外取締役 朝家 修氏は、株式会社日住サービスの社外取締役を2025年3月28日付で退任しております。
5. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
堀 内 秀 樹	取締役執行役員 開発商品事業部長	取締役執行役員 開発商品事業部長 兼 商品開発部長	2025年 1月9日

6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

役 名	氏 名	担 当
上席執行役員	蓮 井 敏 之	開発商品事業部 通信販売部長
上席執行役員	高 下 幸 弘	経営戦略室長 兼 現業支援本部副部長
執行役員	埜 邨 敬 和	品質管理部長
執行役員	中 垣 聖 一	内部監査室長
執行役員	竹 中 敏 明	店舗販売事業部 岩岡店店長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	65,176	65,176	—	—	6
監 査 役	12,570	12,570	—	—	3
合 計 (うち社外役員)	77,746 (9,000)	77,746 (9,000)	— (—)	— (—)	9 (4)

(注) 報酬等の額には従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した賞与とし、その支給総額を対象員数に基づく親会社株主に帰属する当期純利益の一定割合を上限として取締役会で決定し、毎年定時株主総会終了後に支給することとしています。業績連動報酬に係る業績指標は、企業の持続的成長の観点から連結売上高、営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益とし、取締役会において業績予想値の達成度および直近5連結会計年度の実績平均との比較などを総合的に勘案した業績評価を行い、支給の有無、また支給する場合はその総額を独立社外取締役および監査役の同意を得たうえで決定しております。当連結会計年度を含む連結売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1.(3)財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1996年6月26日開催の第19回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております（従業員兼務取締役の従業員部分は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。監査役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社グループの長期安定的な企業価値の向上およびガバナンスの強化を実現するため、経営内容、世間水準および従業員給与等とのバランスを考慮しつつ、その職責に見合う報酬制度とすべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を独立社外取締役および監査役の同意を得たうえで2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

社外取締役を除く取締役の報酬等は月例の固定報酬（以下「基本報酬」という。）および業績連動報酬等で構成されております。社外取締役については、独立した客観的な立場から経営の監督機能を担う役割を踏まえ、業績との連動は行わず基本報酬のみを支払うこととしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役および監査役の同意を得たうえで決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会および取締役会で決議された限度額の範囲内で、決定方針に基づき、2024年6月27日開催の取締役会にて代表取締役会長兼社長執行役員の伊原英二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額ならびに役位および個人の業績貢献度に応じた賞与の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長兼社長執行役員が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼社長執行役員によって適切に行使されるよう、独立社外取締役および監査役の同意を得ております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役・監査役・執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

ア. 朝家 修氏は、公認会計士・税理士朝家事務所代表であります。当社と重要な取引その他の関係はありません。

イ. 船瀬紗代子氏は、学校法人西須磨幼稚園の副園長であります。当社と重要な取引その他の関係はありません。

ウ. 熊尾弘樹氏は、重要な兼職先について該当事項はありません。

エ. 山田良種氏は、神戸信用金庫の非常勤監事であります。神戸信用金庫は、当社株式を保有する大株主であり、当社との間に借入金等の取引があります。

② 主要取引先等特定関係事業者

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	朝家 修	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、公認会計士・税理士として財務の専門家としての知識や経験に基づき、当該視点から監督・助言機能を果たしていただくことを期待しておりましたところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に有用な発言を行い、当社取締役会の業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしております。また、代表取締役および社外役員が出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて、中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に貢献しております。
	船瀬紗代子	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、幼稚園副園長としての幅広い経験および通信販売事業の主要顧客層と同一視点で、監督・助言機能を果たしていただくことを期待しておりましたところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に有用な発言を行い、当社取締役会の業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしております。また、代表取締役および社外役員が出席する独立社外役員ミーティングでは、当社グループにおいて、中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に貢献しております。
社外監査役	熊尾 弘樹	当事業年度開催の取締役会14回・監査役会14回全てに出席し、元金融機関役員および元病院事務局長として有する財務等豊富な実務経験に基づき有用な発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。
	山田 良種	当事業年度開催の取締役会14回・監査役会14回全てに出席し、金融機関における長年の実務経験および金融財政に関する幅広い知識や経験に基づき有用な発言を行い、当社の監査体制の強化に貢献しております。

④ 責任限定契約

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,317,122	流 動 負 債	3,456,103
現 金 及 び 預 金	6,480,986	買 掛 金	723,490
売 掛 金	769,508	1年内返済予定の長期借入金	1,917,616
商 品	2,834,965	未 払 金	520,360
未 着 商 品	126,169	未 払 法 人 税 等	25,351
貯 蔵 品	11,254	賞 与 引 当 金	102,134
そ の 他	100,398	契 約 負 債	13,707
貸 倒 引 当 金	△6,160	そ の 他	153,443
固 定 資 産	4,671,448	固 定 負 債	5,050,055
有 形 固 定 資 産	4,418,705	長 期 借 入 金	4,718,307
建 物 及 び 構 築 物	1,652,003	退職給付に係る負債	201,481
機械装置及び運搬具	10,850	資 産 除 去 債 務	54,205
土 地	2,589,106	そ の 他	76,061
リ ー ス 資 産	71,592	負 債 合 計	8,506,159
そ の 他	95,152	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	52,135	株 主 資 本	6,410,091
投資その他の資産	200,607	資 本 金	450,452
投 資 有 価 証 券	126,497	資 本 剰 余 金	1,148,990
繰 延 税 金 資 産	6,137	利 益 剰 余 金	4,965,282
そ の 他	67,972	自 己 株 式	△154,633
資 産 合 計	14,988,570	その他の包括利益累計額	72,320
		その他有価証券評価差額金	54,773
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	7,919
		為 替 換 算 調 整 勘 定	9,627
		純 資 産 合 計	6,482,411
		負債及び純資産合計	14,988,570

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		12,960,074
売上原価		7,106,903
売上総利益		5,853,171
販売費及び一般管理費		5,856,985
営業損失		△3,814
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,263	
その他の	34,240	46,504
営業外費用		
支払利息	34,236	
為替差損	3,028	
その他の	5,817	43,082
経常損失		△392
特別損失		
減損損失	607,352	607,352
税金等調整前当期純損失		△607,745
法人税、住民税及び事業税	25,824	
法人税等調整額	138,333	164,158
当期純損失		△771,903
親会社株主に帰属する当期純損失		△771,903

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,349,017	流 動 負 債	3,414,417
現金及び預金	6,459,072	買掛金	728,352
売掛金	769,508	1年内返済予定の長期借入金	1,917,616
商品	2,843,282	リース債務	42,045
未着商品	142,843	未払金	519,541
貯蔵品	11,254	未払費用	45,849
前渡金	38,320	未払法人税等	25,351
前払費用	44,677	前受金	3,171
その他	46,218	預り金	11,909
貸倒引当金	△6,160	賞与引当金	102,134
固 定 資 産	4,658,310	契約負債	13,707
有形固定資産	4,409,683	その他の他	4,738
建物	1,611,716	固 定 負 債	5,085,508
構築物	40,286	長期借入金	4,718,307
機械及び装置	4,133	リース債務	58,983
車両運搬具	6,717	退職給付引当金	201,481
工具、器具及び備品	80,795	資産除去債務	54,205
土地	2,589,106	債務保証損失引当金	35,452
リース資産	71,592	その他の他	17,078
建設仮勘定	5,335	負 債 合 計	8,499,925
無形固定資産	52,135	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	24,266	株 主 資 本	6,444,708
リース資産	19,251	資本金	450,452
その他	8,617	資本剰余金	1,148,990
投資その他の資産	196,491	資本準備金	170,358
投資有価証券	126,497	その他資本剰余金	978,632
出資金	2,380	利 益 剰 余 金	4,999,900
長期前払費用	4,084	利益準備金	100,000
繰延税金資産	6,137	その他利益剰余金	4,899,900
その他	57,391	固定資産圧縮積立金	129,001
資 産 合 計	15,007,327	別途積立金	5,200,000
		繰越利益剰余金	△429,101
		自 己 株 式	△154,633
		評価・換算差額等	62,693
		その他有価証券評価差額金	54,773
		繰延ヘッジ損益	7,919
		純 資 産 合 計	6,507,401
		負債及び純資産合計	15,007,327

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,960,074
売上原価		7,154,853
売上総利益		5,805,221
販売費及び一般管理費		5,816,273
営業損失		△11,052
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,174	
その他	34,204	46,379
営業外費用		
支払利息	34,074	
その他	7,742	41,817
経常損失		△6,490
特別損失		
減損損失	607,352	607,352
税引前当期純損失		△613,843
法人税、住民税及び事業税	25,824	
法人税等調整額	138,333	164,158
当期純損失		△778,001

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 昌 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 さ わ 子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒラキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

ヒラキ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊東 昌一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福井 さわ子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒラキ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役を含む各取締役との面談を通して、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人からは年間の監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらには会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

ヒラキ株式会社 監査役会

常勤監査役	上 平 田 哲	㊞
社外監査役	熊 尾 弘 樹	㊞
社外監査役	山 田 良 種	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当社は、キャッシュ・フローを重視した経営を実践し、内部留保を充実させながら、会社を継続的に発展させることによって、株主の皆様に安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づきまして、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 別途積立金取崩しに関する事項

当期末の繰越利益剰余金の欠損を補填するため、会社法第452条の規定に基づき、次のとおり別途積立金を取崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 800,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 800,000,000円

2. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円
なお、配当総額は48,674,070円となります。
これにより、中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金20円
(配当金総額97,348,140円)となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

(ご参考) 当社取締役および監査役のスキルマトリックス

本総会終了後の取締役会の構成ならびに各取締役および監査役が備える
主なスキルは次のとおりであります。

氏 名	役 職	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	人事 労務	財務 会計	内部統制 コンプライアンス	E C I T
伊原 英二	取締役会長	●	●	●	●	●	
梅木 孝雄	代表取締役 社長執行役員	●	●			●	●
姫尾 房寿	取締役 常務執行役員	●		●	●	●	
堀内 秀樹	取締役 執行役員	●	●			●	●
朝家 修	社外取締役	●		●	●		
船瀬 紗代子	社外取締役	●		●			●
上平田 哲	常勤監査役	●	●			●	
熊尾 弘樹	社外監査役	●		●	●	●	
山田 良種	社外監査役	●		●		●	

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 神戸市西区岩岡町野中字福吉556
当社 本社 5 階多目的ホール
電話 (078) 967-1062

交 通 : JR大久保駅北バスターミナル神姫バス 3 番のりば12番系統
「秋田経由」 8 時45分発に乗車のうえ、福吉にて下車、東へ
徒歩 2 分

お車でのご越しの際は、当社岩岡店駐車場をご利用くださいます
ようお願い申し上げます。

